



***** 10月の月間目標 *****

体育強化



発行所
光町役場
 匠達郡光町宮川5,454の5
 電話 (04798) 2-1211(代)

町の状況
 人口 男 5,626人
 女 5,900人
 計 11,526人
 世帯 2,590
 面積 33.40平方キロ



“ゴール目前” ガンバレ!! (光中運動会で写す)

十月

(神無月・かんなづき)

十月に入ると各地で運動会が開催され、赤、白のハチマキに大きな声援がとびかいます。

秋晴の下で家族そろってスポーツを楽しむことは、日頃の運動不足を解消できるよい機会であると思えます。

また、今月は若潮国体(秋季大会)が十四日から十九日まで各地の会場で行なわれます。みんなでこの若潮国体を成功させましょう。





(各部落の代表者に数々の記念品が贈呈)

元気な姿で多数出席 第10回敬老会

老人福祉法が制定されて、ことしで満十周年を迎えた第十回光町敬老会が行なわれました。九月十五日に行なわれる予定でありましたが、一日繰り上げられ、十四日の午前十時から光中学校体育館で、町内七十才以上のおじいさん、おばあさん約六〇〇名が出席し、式典が開催されました。役場の三役、町会議員、海匠支庁長、各団体長など多数の来賓が出席され、それぞれお祝い、激励の言葉をいただき、小川台の大津頼順さんが謝辞を述べました。また、県や町からの記念品、お祝い金などが町長から各部落の代表者に贈呈されました。なお、八十八才以上のおじいさん、おばあさんには役場の三役が、前日家庭訪問し、記念品を贈りました。

午後からは、アトラクションとして東京浅草から「暁輝夫一座」を招き、浪曲、民謡、曲芸などを楽しみ、一日を過ごしました。

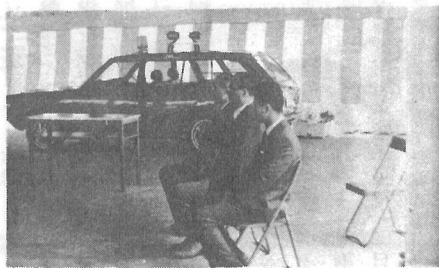
備えは万全 消防団に広報車寄贈

昨年桑郷に進出した株式会社社会科学研究所と、同社の親会社であるユース株式会社よりこのほど町の消防団に広報車が寄贈されました。

車種はトヨタコロナバンで、赤色回転灯、サイレン、放送設備を備えてあり、火災などの災害予防のための広報車として、また災害が起ったときは現地の指揮車と

して大いに活動します。森消防団長談「両社のご好意を有り難く受けします。今までは消防ポンプ車のみでしたが、今後は、この広報車をより活用し、予防消防を重点に、緊急の際は指導あるいは、指揮車として現地において使用させて頂きます」。

なお、この広報車は役場住民課が管理をしております。



(災害などで大いに活躍される広報車)

役所などの苦情相談開設

10月17日 橋場青年館

第七回全国行政相談週間が十月十五日から二十日まで開設します。役所の仕事に對して◎テキパキやってももらえない◎不親切な扱いを受けた◎納得できない◎どうしてよいかわからない◎こうしてほしい

など役所に対する苦情、相談、意見があるが、どうも関係の役所には申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからないという方は、地元の相談員か、千葉行政監察局に申し出て下さい。行政相談で扱うのは国の役所の仕事。三公社、公団、公庫事業など国から特別の監督を受けている法人の仕事。都道府県市町村などの仕事のうちで、国から任せられたり、補助金を受けたたりして行なっている仕事についての苦情です。しかし、具体的な苦情となりますと、国と関係のある仕事はどうか、よくわからない場合があります。このような時は申し出て下さい。

なお捜査に着手している刑事事件。裁判中のもので判決のあったもの。個人間の争いごと。政治問題は取り扱いません。申し出は直接口頭、手紙、電話でも取り扱います。自分の名前を出したくない方、相談内容を秘密にされたい方は、希望にそうようにします。取り扱いはすべて無料。当町の相談日程は次のとおりです。

◎日時 十月七日AM十時～三時
◎場所 橋場青年館
◎相談員 深田隆 光町虫生四四四 有線二八二一一

なおこの日に来られない方は毎月第三水曜日、午後一時から三時、橋場青年館で行ないます。



(患者さんの診療に忙しい斎藤先生)

白磯に医師住宅が完成

中九月開業
中診療科目は外科・内科・一般

飯岡・一ノ宮線道路、関十字路から東へ一歩行った木戸九六二〇(四)番地に町立医師住宅が建設され、九月から開業しました。
医師住宅は一〇一平方メートルで敷地面積は三〇〇平方メートルです。待合室も十人位が楽に座れる広々としたスペースを取っています。また回りは山林などに囲まれ、静かな診療所で、町民に好評です。バス交通の利用の方は尾垂浜停留所から歩いて三分のところにあります。



(白磯に開業した町立診療所)

最近人口の過密、過疎現象で、私たちの健康を守る医療についても、医師の絶対数の不足から医師は都会に集中し、農村に開業する医師が少なくなりました。当町においても年々お医者さんが少なくなりました。
そこで、地域住民の皆さんに医療の不安を覚えさせないため、医師を誘致し、開業して頂きました。医師は斎藤広先生で、外科、内科、一般の診療です。診療時間は午前八時から午後一時三十分まで、日曜、祭日は休診です。

貸付条件一覧表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考	
更生資金	生業費	円以内 250,000	以内 1年	以内 6年	貸付限度、特に必要と認められる場合 500,000円以内
	支度費	30,000	6月	6年	
	技能習得費	月 3,000			
身体障害者 更生資金	生業費	250,000	1年	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 500,000円以内
	支度費	30,000	6月		
	技能習得費	月 3,000	1年	貸付期間 3年以内	
生活資金	月 11,000	6月	5年	貸付期間、技能習得費又は療養資金借受中	
福祉資金	50,000	6月	3年		
住宅資金	300,000	6月	6年		
修学資金	修学費	高校 月 3,000 短大・高専 月 7,000	6月	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校月 4,000円以内、短大・高専月 9,500円以内
	就学支度費	30,000			
療養資金	100,000	6月	5年	貸付限度、特に必要と認められる場合 150,000円以内	
災害援護資金	200,000	1年	6年		

世帯更生資金制度について

厚生課福祉係

収入が少ないために営業、住宅医療、修学、災害などの資金で、お困りの方は、世帯更生資金を御利用下さい。
この資金の特徴は、償還期間(最高八年)が長いこと。貸付利率(年三パーセント)。ただし据置期

間中及び修学資金は無利子)が、やすいことなど八種類の資金制度があることです。
このほか、くわしいことは近く
の民生委員または厚生課福祉係へ
おたずね下さい。
なお貸付条件は次のとおりです。

十月から

福祉年金が改正

住民課年金係

福祉年金の月額が、十月一日から次のとおりになりに改訂され支給されることになりました。

- ◎ 老令年金 五〇〇〇円
 - ◎ 障害福祉年金 七五〇〇円
 - ◎ 母子、準母子年金 六五〇〇円
- くわしいことは住民課年金係に問い合わせ下さい。

十月一日から

赤い羽根運動始まる

十月一日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動がはじまりました。
この赤い羽根共同募金は全国の経済的に恵まれない子供たち、身体障害者、施設などに少しでも役に立ててもらおうと行なう運動です。

町でも区長さん、奉仕員皆さんの協力を得て、当町の募金目標額三五万五四〇円達成のため、この運動を展開することになりました。
ことしはまた、皆さんの善意の結集で、私たちの住む町や村を、不幸な人、気の毒な人のいない明るい住みよい地域社会をつくることのできますように、皆さんのご協力をお願いいたします。

保管税関官署一覧表

上陸港	保管税関官署名	所在地及び電話番号
函館・小樽・室蘭・根室 釧路・留萌・稚内	函館税関	〒040 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎内 TEL 0138-52-2141
新潟	東京税関新潟 税関支署	〒950 新潟市奄ヶ島町1丁目5番 4号合同庁舎内 TEL 0252-44-9312~4
横浜・浦賀・久里浜	横浜税関	〒231 横浜市中区海岸通1の1 TEL 045-201-4981
名古屋	名古屋税関	〒455 名古屋市港区海岸通5の2 名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-661-9151
田辺・舞鶴	大阪税関	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎内 TEL 06-572-5321
神戸・呉・大竹	神戸税関	〒650 神戸市生田区加納町6 TEL 078-391-7241
門司・仙崎・博多	門司税関	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番 TEL 093-321-3031
長崎・佐世保・鹿児島	長崎税関	〒850 長崎市出島町1番36号 TEL 0958-22-6181

(外地で寄託され税関に引き継がれたものは、一括して横浜税関で保管)

引揚者の皆さんへ 通貨・証券を返還

引揚者の皆さんへ大蔵省は、引揚者から預かった通貨、証券などを返還してまいります。
終戦後、海外からの引揚者が、上陸港で税関署、引揚集結地での総領事館などに預けた通貨、証券などを引揚者の皆さんや家族からの返還請求を待っています。請求される方は次の税関署へ問い合わせして下さい。

戦没者の妻と父母に特別給付金が継続支給されます。この特別給付金とは、戦没者の妻と父母が、過ぐる大戦の敗戦にともしない特別の事情のもとに置かれたという観点から国が特別の慰藉を行なうために、これらの者に支給するものです。今回の戦没妻特給法並びに戦没父母特給法の一部改正で前回給付の特別給付金の国債の償還が終了した者にあらためて増額して、特別給付金を支給しようとするものです。

◎対象者
前回の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年（父母は五年）を経過した日において

◎支給金額
妻は六十万円（十年償還で無利子の記名国債）。父母は三十万円（五年償還で無利子の記名国債）。

◎請求期間
昭和四十八年四月一日から昭和五十年七月二十三日まで。
なお請求手続やくわしいことは厚生課へおたずね下さい。

戦没者の妻・父母に特別給付金が支給

身体障害者などの医療費が無料

生まれながら、あるいは疾病事故などによって、心身の機能を失った者で、他人の介護によらなくして、日常生活を送ることのできない重度の身体障害者、精神薄弱者の医療費負担の軽減をはかるために町では、十月一日から医療保険で支払う自己負担額を公費で助成する無料化の制度を実施することになりました。

この無料化は診療の時に病院などに一度支払いを済ませ、後で町に申請をして、助成を受ける方法

ねたきり老人の医療費が無料

十月一日から六十五才以上七十才未満のねたきり老人の医療費が無料になります。この制度の対象となる老人は国民年金法で、障害の認定を受けられる廃疾の状態にある者、身体障害者手帳の交付を受けている一級から四級の者、障害年金を現在受けている者です。

旧金鵄勲章のお知らせ!!

旧金鵄勲章叙賜一時賜金受給者に内閣総理大臣から銀杯・書状が交付されます。
申告のできる人は、昭和十五年四月二十九日付で、旧金鵄勲章を叙賜され、一時賜金(賜金国庫債券)を受給した者。昭和三十八年四月一日に生存し、日本国籍の者。昭和三十八年四月一日以後死亡した者は、死亡者の遺族、締切りは昭和四十八年十月三十一日までです。
詳しくは役場厚生課へ
有線二〇四一〇一